教育・保育環境の整備に関する調書の作成方法

１　学級編制等に関する調書（様式第１号）

　(1)　学級担任配置数欄には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭の数を記入すること。

　　　 なお、学級担任配置数は、様式第２号の「７　時間帯別の園児数及び園児の教育及び保育に直接従事する職員数」の（教育時間）欄に係る対応職員氏名（番号）欄に記載した職員のうち、その担当業務が３歳児学級担任（専任）、４歳児学級担任（専任）、及び５歳児学級担任（専任）である者の数と一致すること。

(2)　特別の事情により、学級担任を、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は学級数の３分の１の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代える場合は、その数を含むこととし、その特別の事情を説明する任意様式による書類を添付すること。

２　職員の配置及び資格等に関する調書（様式第２号）

(1)　「１　園児の教育及び保育に直接従事する職員のうち常勤職員」

　ア　副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、講師（常勤）、助保育教諭であって、園児の教育及び保育に直接従事する職員の状況について記入すること。

イ　職名欄は、各施設での職名にかかわらず、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、講師（常勤）、助保育教諭のうち該当するものを記入すること。

ウ　所有免許状・資格の状況欄には、幼稚園教諭普通免許状（幼稚園教諭）、保育士登録証（保育士）、幼稚園助教諭臨時免許状（幼稚園助教諭）のうち該当する項目に「○」を記入し、所有している免許状及び保育士登録証の写しを添付すること。

　　幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省省令第１号）（以下、「省令基準」という。））附則第５条、第６条、第７条または第８条の特例を適用する場合には、保育士の欄に「〇条適用」と記入すること。

なお、添付する免許状及び保育士登録証の写しの余白に、表番号及び職員の番号を記入すること。（例：この表の番号３に記入された職員の場合、余白に「１－３」と記入する。）

　エ　担当業務欄には、０歳児担当、１・２歳児担当、３歳児学級担任（専任）、３歳児担当（学級担任以外）、４歳児学級担任（専任）、５歳児学級担任（専任）、４・５歳児担当（学級担任以外）のうち該当するものを記入すること。

　オ　１か月当たりの勤務時間数（時間）欄には、担当業務欄に記入した担当業務に係る１か月当たりの勤務時間数（就業規則等で常勤職員の１か月当たりの勤務時間数を定めていない場合は、１週間当たりの勤務時間数）を、担当業務毎に記入すること。

　　　なお、１週間当たりの勤務時間数を記入する場合は、表頭「１か月当たりの勤務時間数（時間）」中、「１か月」を「１週間」に見え消し修正すること。

カ　複数の担当業務を兼務（学級担任については、教育課程に基づく教育を行うための時間以外の時間に限る。）している場合は、担当業務欄に担当する業務を全て記入のうえ、１か月当たりの勤務時間数（時間）欄に、それぞれの担当業務の勤務時間を分けて記入すること。

+

(2)　 「２　園児の教育及び保育に直接従事する職員のうち常勤職員に係る担当業務区分毎の勤務時間数の状況」

ア　１か月当たり勤務時間数（時間）①欄には、「１　園児の教育及び保育に直接従事する職員のうち常勤職員」の担当業務毎の１か月当たりの勤務時間数（時間）欄の合計値を、担当業務毎に記入すること。

なお、「１　園児の教育及び保育に直接従事する職員のうち常勤職員」において、１週間当たりの勤務時間数を記入した場合は、表頭「１か月当たりの勤務時間数（時間）①」中、「１か月」を「１週間」に見え消し修正すること。

イ　就業規則等で定めた常勤職員の１か月当たりの勤務時間数（時間）②欄には、就業規則等で定めた常勤職員の１か月あたりの勤務時間数（就業規則等で常勤職員の１か月当たりの勤務時間数を定めていない場合は、就業規則等で定めた常勤職員の１週間当たりの勤務時間数）を記入すること。

　　　なお、１週間当たりの勤務時間数を記入する場合は、表頭「就業規則等で定めた常勤職員の１か月当たりの勤務時間数（時間）②」中、「１か月」を「１週間」に見え消し修正すること。

　ウ 複数の担当業務を兼務（学級担任については、教育課程に基づく教育を行うための時間以外の時間に限る。）している場合に係る常勤換算値（①÷②）欄は、小数点第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記入すること。

ただし、計欄は、小数点第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位を四捨五入した整数とすること。

(3)　 「３　園児の教育及び保育に直接従事する職員のうち常時勤務に服さない職員」

　ア　講師（非常勤）の状況について記入すること。（園児の教育及び保育に直接従事する職員のうち講師は常時勤務に服しないことができることとされていること。）

イ　職名欄は、各施設での職名にかかわらず、講師（非常勤）とすること。

ウ　所有免許状・資格の状況欄には、幼稚園教諭普通免許状（幼稚園教諭）、保育士登録証（保育士）、幼稚園助教諭臨時免許状（幼稚園助教諭）のうち該当する項目に「○」を記入し、所有している免許状及び保育士登録証の写しを添付すること。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省省令第１号）（以下、「省令基準」という。））附則第５条、第６条、第７条又は第８条の特例を適用する場合には、保育士の欄に「〇条適用」と記入すること。

なお、添付する免許状及び保育士登録証の写しの余白に、表番号及び職員の番号を記入すること。（例：この表の番号２に記入された職員の場合、余白に「３－２」と記入する。）

エ　担当業務欄には、０歳児担当、１・２歳児担当、３歳児学級担任（専任）、３歳児担当（学級担任以外）、４歳児学級担任（専任）、５歳児学級担任（専任）、４・５歳児担当（学級担任以外）のうち該当するものを記入すること。

　オ　１か月当たりの勤務時間数（時間）欄には、担当業務欄に記入した担当業務に係る１か月当たりの勤務時間数（就業規則等で常勤職員の１か月当たりの勤務時間数を定めていない場合は、１週間当たりの勤務時間数）を、担当業務毎に記入すること。

　　　なお、１週間当たりの勤務時間数を記入する場合は、表頭「１か月当たりの勤務時間数（時間）」中、「１か月」を「１週間」に見え消し修正すること。

　カ　複数の担当業務を兼務（学級担任については、教育課程に基づく教育を行うための時間以外の時間に限る。）している場合は、担当業務欄に担当する業務を全て記入のうえ、１か月当たりの勤務時間欄には、それぞれの担当業務毎の勤務時間を分けて記入すること。

(4) 「４　園児の教育及び保育に直接従事する職員のうち常時勤務に服さない職員に係る担当業務区分毎の勤務時間数の状況」

　ア　１か月当たり勤務時間数（時間）①欄には、「３　園児の教育及び保育に直接従事する職員のうち常時勤務に服さない職員」の担当業務毎の１か月当たりの勤務時間数（時間）欄の合計値を、担当業務毎に記入すること。

なお、「３　園児の教育及び保育に直接従事する職員のうち常時勤務に服さない職員」において、１週間当たりの勤務時間数を記入した場合は、表頭「１か月当たりの勤務時間数（時間）①」中、「１か月」を「１週間」に見え消し修正すること。

　イ　就業規則等で定めた常勤職員の１か月当たりの勤務時間数（時間）②欄には、就業規則等で定めた常勤職員の１か月あたりの勤務時間数（就業規則等で常勤職員の１か月当たりの勤務時間数を定めていない場合は、就業規則等で定めた常勤職員の１週間当たりの勤務時間数）を記入すること。

　　　なお、１週間当たりの勤務時間数を記入する場合は、表頭「就業規則等で定めた常勤職員の１か月当たりの勤務時間数（時間）②」中、「１か月」を「１週間」に見え消し修正すること。

　ウ　常勤換算値（①÷②）欄は、小数点以下の端数処理を行わないこと。

(5)　「５　園児の教育及び保育に直接従事する職員以外の職員」

　ア　「１　園児の教育及び保育に直接従事する職員のうち常勤職員」及び「３　園児の教育及び保育に直接従事する職員のうち常時勤務に服さない職員」に記入した職員以外の当該施設に勤務する職員（園長、副園長、教頭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭、調理員、用務員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等）を全て記入すること。

　イ　所有免許状・資格の状況欄には、所有している免許状・資格の名称を記入し、当該免許状・資格を所有していることを証する書類の写しを添付すること。

　　　なお、添付する免許状等の写しの余白に、表番号及び職員の番号を記入すること。（例：この表の番号３に記入された職員の場合、余白に「５－３」と記入する。）

ウ １か月当たりの勤務時間数（時間）欄には、担当業務欄に記入した担当業務に係る１か月当たりの勤務時間数（就業規則等で常勤職員の１か月当たりの勤務時間数を定めていない場合は、１週間当たりの勤務時間数）を、担当業務毎に記入すること。

なお、１週間当たりの勤務時間数を記入する場合は、表頭「１か月当たりの勤務時間数（時間）」中、「１か月」を「１週間」に見え消し修正すること。

　エ　園長については、１か月当たりの勤務時間数（時間）欄に、ウに定めるもののほか専任・兼任の別を記入すること。

　オ　学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条により配置が義務付けられている学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、１か月当たりの勤務時間数（時間）欄に、ウに定めるもののほか任命・嘱託の別を記入すること。

　カ　調理員を配置しない場合においては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）第５条第４項ただし書に規定する要件を満たすことを証する書類を添付すること。

　　　なお、当該要件は次のとおりであること。

(ｱ)　園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(ｲ)　当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(ｳ)　調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

(ｴ)　園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(ｵ)　食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(6)　「６　園児に対する食事の提供体制」

園児に対する食事の提供体制について、園児の年齢区分及び認定区分に応じ、園児数、食事の提供の有無、提供方法、職員配置等の状況について記入すること。

なお、食事の提供の有無欄、提供方法欄及び職員配置等の状況欄は、該当するものを○で囲むこと。

(7)　「７　時間帯別の園児数及び園児の教育及び保育に直接従事する職員数」

　　ア　時間帯欄は、園則、園児の利用実態等に基づき、当該施設を利用する園児の数が増減する時刻に基づき、時間帯を区分すること。「（教育時間）」欄には、教育課程に基づく教育を行う時間帯を記入すること。

イ　園児数（人）欄は、当該時間帯の園児の数を記入すること。

ウ　職員配置基準（人）欄は、年齢別の園児数に基づく職員配置基準を計算のうえ記入すること。各年齢別の職員配置基準は小数点第２位以下切捨てとし、計欄は各年齢別の職員配置基準（（教育時間）欄に係る３歳児及び４～５歳児については、職員配置基準と学級数を比較していずれか大きい数）を合計した数を小数点第１位で四捨五入した整数とすること。ただし、その値が２を下回る場合は２とすること。

エ　学級数（学級）欄は、教育保育共通の利用時間帯に係る学級の数を記入すること。

オ　対応職員氏名（番号）欄は、「１　園児の教育及び保育に直接従事する職員のうち常勤職員」又は「３　園児の教育及び保育に直接従事する職員のうち常時勤務に服さない職員」に記入した職員のうち、各時間帯の園児の教育及び保育に直接従事する職員の氏名を記入し、「（　－　）」には、各職員に該当する表番号及び各表における番号を記入すること。（例：「１　園児の教育及び保育に直接従事する職員のうち常勤職員」の「番号３」に記入されている職員の場合は、「（１-３）」と記入する。）

カ　（教育時間）欄の対応職員氏名（番号）欄に記入する職員のうち、学級担任である者については、氏名に加え、担当する園児の年齢及び学級担任である旨を記入すること。（例：○○○○（3歳児学級担任））

　　キ　職員数（人）欄は、対応職員氏名（番号）欄に記入した職員の数を合計した数を記入すること。

ク　この表は、「13　時間帯別の園児数及び園児の教育及び保育に直接従事する職員数（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例を適用する場合）」を作成する場合は、作成不要であること。

　(8)　「８　園長、副園長及び教頭の資格」

　　ア　所有免許状・資格の状況欄には、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（教諭欄）及び児童福祉法に規定する保育士登録証（保育士欄）のうち、所有している免許状・資格の該当欄に「○」を記入し、所有している免許状及び保育士登録証の写しを添付すること。なお、副園長又は教頭を置かない場合においては、副園長又は教頭に係る項目の記入は不要であること。

　　イ　職歴欄の算定対象番号には、職歴・職名欄が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第12条各号に規定する職に該当する場合に、その該当号番号（(１)～(16)）を記入すること。

なお、当該各号の規定の内容は次のとおりであること。

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校の校長（幼保連携型認定こども園の園長を含む。）の職

(2)　学校教育法第１条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授（学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）による改正前の学校教育法第58条第１項及び第70条第１項に規定する助教授を含む。）、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第124条に規定する専修学校の教員（以下「教員」という。）の職

(3)　学校教育法第１条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員（学校教育法の一部を改正する法律（平成13年法律第105号）による改正前の学校教育法第73条の３第１項に規定する寮母を含む。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第７条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第６条に規定する施設の当該職員を含む。）の職

(4)　学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）第１条の規定による改正前の学校教育法第94条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和21年勅令第208号）第１条の規定による教員養成諸学校の長の職

(5)　(4)に掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職

(6)　海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおける(1)から(3)までに掲げる者に準ずるものの職

(7)　(6)に規定する職のほか、外国の学校における(1)から(3)までに掲げる者に準ずるものの職

(8)　少年院法（昭和23年法律第169号）による少年院又は児童福祉法による児童自立支援施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成９年法律第74号）附則第７条第１項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第２項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法（以下この号において「旧児童福祉法」という。）第48条第４項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において矯正教育又は指導を担当する者（旧児童福祉法第44条に規定する救護院（同法第48条第４項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において指導を担当する者を含む。）の職

(9)　児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下、「法」という。）第３条第３項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の長の職

(10) 児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設及び法第３条第３項に規定する連携施設を構成する保育機能施設において児童の保育に直接従事する職員の職

(11) 児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設及び法第３条第３項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の事務職員の職

(12) 児童福祉法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の管理者の職

(13) 家庭的保育事業等において児童の保育に直接従事する職員の職

(14) 家庭的保育事業等における事務職員の職

(15) (1)から(14)までに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育以外の教育を含む。以下この号において同じ。）若しくは児童福祉に関する事務又は教育若しくは児童福祉を担当する国家公務員又は地方公務員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職

(16) 外国の官公庁における(15)に準ずるものの職

　　ウ　勤務月数欄には算定対象番号欄に(1)～(16)の記入がされているものに係る勤務月数を記入し、算定対象番号欄に記入が無い項目については空欄とすること。

　　エ　有資格者と同等の資質を有する者を任命又は採用する場合の、その同等の資質の具体的内容欄には、資格要件（教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法に規定する保育士の登録を受けており、及び園長資格の算定対象となる職の経験月数が60か月（５年）以上）を満たさない者が資格を有する者と同等の資質を有すると認められる具体的な内容を記載すること。

　(9)　「９　園児の教育及び保育に直接従事する職員（省令基準附則第５条を適用する者）」

　　ア　この表は、省令基準附則第５条を適用する場合に作成すること。

イ　所有免許状等の状況欄には、保育所、幼保連携型認定こども園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において常時勤務を要する職員として１年相当程度保育に従事した経験を有する者（保育業務従事経験者）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第９項第１号に定める家庭的保育者（保育士を除く。）（家庭的保育者）、平成27年５月21日雇児発0521 第18号「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の「２．子育て支援員」に定める子育て支援員のうち、専門研修の「地域保育コース」の共通科目及び選択科目の「地域型保育」（以下、「子育て支援員研修」という。）を修了した者（子育て支援員）のうち該当する項目に「○」を記入し、次に掲げる書類を添付すること。

なお、添付する書類の余白に、表番号及び職員の番号を記入すること。（例：この表の番号３に記入された職員の場合、余白に「９－３」と記入する。）

(ｱ)　保育業務従事経験者

　　 当該者が、保育所、幼保連携型認定こども園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において常時勤務を要する職員として１年相当程度保育に従事した経験を有する者であることを確認できる書類

(ｲ)　家庭的保育者

　　 当該者が児童福祉法第６条の３第９項第１号に定める家庭的保育者（保育士を除く。）であることを確認できる書類

(ｳ)　子育て支援員

　　 当該者が子育て支援員研修を修了した者であることを確認できる書類

ウ　１か月当たりの勤務時間数（時間）欄には、１か月当たりの勤務時間数（就業規則等で常勤職員の１か月当たりの勤務時間数を定めていない場合は、１週間当たりの勤務時間数）を記入すること。

　　　なお、１週間当たりの勤務時間数を記入する場合は、表頭「１か月当たりの勤務時間数（時間）」中、「１か月」を「１週間」に見え消し修正すること。

　(10)　「10　園児の教育及び保育に直接従事する職員（省令基準附則第６条を適用する者）」

　　ア　この表は、省令基準附則第６条を適用する場合に作成すること。

イ　所有免許状の状況欄には、小学校教諭普通免許状（小学校教諭）、養護教諭普通免許状（養護教諭）のうち該当する項目に「○」を記入し、次に掲げる書類を添付すること。

なお、添付する書類の余白に、表番号及び職員の番号を記入すること。（例：この表の番号３に記入された職員の場合、余白に「10－３」と記入する。）

(ｱ)　小学校教諭

　　 小学校教諭の普通免許状の写し

(ｲ)　養護教諭

　　 養護教諭の普通免許状の写し

ウ　担当業務欄には、０歳児担当、１・２歳児担当、３歳児担当（学級担任以外）、４・５歳児担当（学級担任以外）のうち該当するものを記入すること。

　エ　１か月当たりの勤務時間数（時間）欄には、担当業務欄に記入した担当業務に係る１か月当たりの勤務時間数（就業規則等で常勤職員の１か月当たりの勤務時間数を定めていない場合は、１週間当たりの勤務時間数）を、担当業務毎に記入すること。

　　　なお、１週間当たりの勤務時間数を記入する場合は、表頭「１か月当たりの勤務時間数（時間）」中、「１か月」を「１週間」に見え消し修正すること。

オ　複数の担当業務を兼務している場合は、担当業務欄に担当する業務を全て記入のうえ、１か月当たりの勤務時間数（時間）欄に、それぞれの担当業務の勤務時間を分けて記入すること。

　(11)　「11　園児の教育及び保育に直接従事する職員（省令基準附則第７条を適用する者）」

　　ア　この表は、省令基準附則第７条を適用する場合に作成すること。

イ　保育業務従事経験等の状況欄には、保育所、幼保連携型認定こども園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において常時勤務を要する職員として１年相当程度保育に従事した経験を有する者（保育業務従事経験者）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第９項第１号に定める家庭的保育者（保育士を除く。）（家庭的保育者）、子育て支援員研修を修了した者（子育て支援員）のうち該当する項目に「○」を記入し、次に掲げる書類を添付すること。

なお、添付する書類の余白に、表番号及び職員の番号を記入すること。（例：この表の番号３に記入された職員の場合、余白に「12－３」と記入する。）

(ｱ)　保育業務従事経験者

　　 当該者が、保育所、幼保連携型認定こども園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において常時勤務を要する職員として１年相当程度保育に従事した経験を有する者であることを確認できる書類

(ｲ)　家庭的保育者

　　 当該者が児童福祉法第６条の３第９項第１号に定める家庭的保育者（保育士を除く。）であることを確認できる書類

(ｳ)　子育て支援員

　　 当該者が子育て支援員研修を修了した者であることを確認できる書類

ウ　１か月当たりの勤務時間数（時間）欄には、１か月当たりの勤務時間数（就業規則等で常勤職員の１か月当たりの勤務時間数を定めていない場合は、１週間当たりの勤務時間数）を記入すること。

　　　なお、１週間当たりの勤務時間数を記入する場合は、表頭「１か月当たりの勤務時間数（時間）」中、「１か月」を「１週間」に見え消し修正すること。

(12)　「12　園児の教育及び保育に直接従事する職員（省令第８条を適用する者）

ア　この表は、省令基準附則第８条を適用する場合に作成すること。

イ　所有免許状の状況欄には、保健師、看護師または准看護師のうち該当する項目に「○」を記入し、次に掲げる書類を添付すること。

なお、添付する書類の余白に、表番号及び職員の番号を記入すること。（例：この表の番号３に記入された職員の場合、余白に「12－３」と記入する。）

(ｱ)　保健師

　　 保健師免許証の写し

(ｲ)　看護師

　　 看護師免許証の写し

(ｳ)　准看護師

　　 准看護師免許証の写し

ウ　在籍乳児３名以下の場合欄には、保育所等での従事年数３年以上の者は従事年数３年以上の欄に、従事年数３年未満の者の場合には、子育て支援員研修を修了した者（子育て支援員）は修了の欄に「〇」を記入し、子育て支援員研修を修了していない場合には受講予定時期を「〇年〇月」と記入すること。

　　なお、添付する書類の余白に、表番号及び職員の番号を記入すること。例：この表の番号３に記入された職員の場合、余白に「12－３」と記入する。）

(ｱ)　子育て支援員

　　 当該者が子育て支援員研修を修了した者であることを確認できる書類

エ　在籍乳児数３名以下の場合に合同の組・グループを編成している職員については、保育業務従事経験等の状況欄に常勤保育士、勤続年数３年以上、乳児保育経験の有無のうち、該当する項目に「〇」を記入すること。

オ　１か月当たりの勤務時間数（時間）欄には、１か月当たりの勤務時間数（就業規則等で常勤職員の１か月当たりの勤務時間数を定めていない場合は、１週間当たりの勤務時間数）を記入すること。

　　　なお、１週間当たりの勤務時間数を記入する場合は、表頭「１か月当たりの勤務時間数（時間）」中、「１か月」を「１週間」に見え消し修正すること。

(13)　「13　時間帯別の園児数及び園児の教育及び保育に直接従事する職員数（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例を適用する場合）」

　ア　この表は、省令基準附則第６条、省令基準附則第７条又は省令基準附則第８条を適用する場合に作成すること。

　　イ　時間帯欄は、園則、園児の利用実態等に基づき、当該施設を利用する園児の数が増減する時刻に基づき、時間帯を区分すること。「（教育時間）」欄には、教育課程に基づく教育を行う時間帯を記入すること。

ウ　園児数（人）欄は、当該時間帯の園児の数を記入すること。

エ　職員配置基準（人）欄は、年齢別の園児数に基づく職員配置基準を計算のうえ記入すること。各年齢別の職員配置基準は小数点第２位以下切捨てとし、計欄は次により記入すること。

(ｱ) 計欄のうち「小数点以下第１位を四捨五入（１を下回る場合は１）」欄

各年齢別の職員配置基準（（教育時間）欄に係る３歳児及び４～５歳児については、職員配置基準と学級数を比較していずれか大きい数）を合計した数及び当該数を小数点第１位で四捨五入した整数を記入することとし、当該整数が０となる場合は１を記入すること。

(ｲ) 計欄のうち「小数点以下第１位を四捨五入（２を下回る場合は２）」欄

各年齢別の職員配置基準（（教育時間）欄に係る３歳児及び４～５歳児については、職員配置基準と学級数を比較していずれか大きい数）を合計した数及び当該数を小数点第１位で四捨五入した整数を記入することとし、当該整数が０又は１となる場合は２を記入すること。

オ　学級数（学級）欄は、教育保育共通の利用時間帯に係る学級の数を記入すること。

カ　対応職員氏名（番号）欄は、次により記入すること。

(ｱ) 表１・表３欄

「１　園児の教育及び保育に直接従事する職員のうち常勤職員」又は「３　園児の教育及び保育に直接従事する職員のうち常時勤務に服さない職員」に記入した職員のうち、各時間帯の園児の教育及び保育に直接従事する職員（表10欄、表11欄及び表12欄に記載する職員を除く。）の氏名を記入し、「（　－　）」には、各職員に該当する表番号及び各表における番号を記入すること。

(ｲ) 表10欄

「10　園児の教育及び保育に直接従事する職員（省令基準附則第６条を適用する者）」に記入した職員のうち、各時間帯の園児の教育及び保育に直接従事する職員の氏名を記入し、「（　－　）」には、各職員に該当する表番号及び各表における番号を記入すること。

　　　　　なお、当該者は、計欄のうち「小数点以下第１位を四捨五入（１を下回る場合は１）」欄の数値が１であり、かつ、計欄のうち「小数点以下第１位を四捨五入（２を下回る場合は２）」欄の数値が２である時間帯にのみ記入ができること。

(ｳ) 表11欄

「11　園児の教育及び保育に直接従事する職員（省令基準附則第７条を適用する者）」に記入した職員のうち、各時間帯の園児の教育及び保育に直接従事する職員の氏名を記入し、「（　－　）」には、各職員に該当する表番号及び各表における番号を記入すること。

(ｴ) 表12欄

「12　園児の教育及び保育に直接従事する職員（省令基準附則第８条を適用する者）」に記入した職員のうち、各時間帯の園児の教育及び保育に直接従事する職員の氏名を記入し、「（　－　）」には、各職員に該当する表番号及び各表における番号を記入すること。

キ　（教育時間）欄の対応職員氏名（番号）欄に記入する職員のうち、学級担任である者については、氏名に加え、担当する園児の年齢及び学級担任である旨を記入すること。（例：○○○○（3歳児学級担任））

　　ク　職員数（人）欄は、対応職員氏名（番号）欄に記入した職員の数を、カの(ｱ)から(ｴ)までの区分毎に合計した数を記入すること。

　　ケ　特例適用者配置率欄は、対応職員氏名(番号)欄の表９欄に職員氏名等の記入のある時間帯を除く全ての時間帯において、職員数欄の表10欄の職員数、表11 欄、表12欄の職員数を合計した数を、計欄のうち「小数点以下第１位を四捨五入（２を下回る場合は２）」欄の数で除して得た数を記入すること。

３　園舎及び園庭に関する調書（様式第３号）（法附則第３条第２項に規定する「みなし幼保連携型認定こども園」を除く。）

(1)　園舎の面積等

　 ア　園舎の所在地

園舎の所在地を記入すること。なお、園舎を複数の所在地に設置している場合は、その全ての所在地を記入すること。

イ　園舎の設置状況

　　 「同一敷地内に設置」、「隣接する位置に設置」又は「別敷地に設置」のいずれかを記入すること。

　　 ウ　園舎及び園舎用地の所有状況

　　　　 園舎及び園舎用地について、自己所有の場合は「自己所有」と、他者から貸与を受ける場合は「貸与」と記入すること。

「貸与」の場合は、借入先の名称、借入期間、賃借料、地上権又は貸借権の設定状況を記入のうえ、その根拠資料（契約書の写し、地上権又は貸借権の設定状況を確認できるもの等）を添付すること。

　　 エ　園舎の面積

園舎の面積は、小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位まで記入すること。（以下この様式において同じ。）

　 オ　園舎の面積の内訳等

(ｱ)　面積は、小数点以下第２位まで記入すること。

　　 (ｲ)　設備のうち、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室については、備考欄にその有効面積（固定物を除いた内寸により計算した面積をいう。以下同じ。）の他、次に掲げる事項を記入すること。

　　　　　ａ　乳児室

　　　　　　　当該乳児室を利用する満２歳未満の園児のうちほふくしないものの数

　　　　　ｂ　ほふく室

　　　　　　 当該ほふく室を利用する満２歳未満の園児のうちほふくするものの数

　　　　　ｃ　保育室又は遊戯室

　　　　　　　当該保育室又は遊戯室を利用する園児の年齢及びその年齢別の数

(ｳ)　保育室と遊戯室を兼用する場合及び職員室と保健室を兼用する場合においては、それらを兼用とする特別の事情を説明した書類を添付すること。

　　 (ｴ)　面積の計は、「(3)園舎の面積」と一致すること。

　　 (ｵ) 園舎を３階建以上とする場合は、その特別な事情を説明した書類を添付すること。（園舎は２階建以下を原則としていること。）

　 (ｶ)　乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）を２階以上の階に設ける場合は、次の要件を満たしていることを証する書類を添付すること。

ａ　保育室等を２階に設ける場合、次のすべての要件を満たすこと。

(a)　当該建物が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物であること。

(b)　次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が１以上設けられていること。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 設備 |
| 常用 | １　屋内階段  ２　屋外階段 |
| 避難用 | １　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第１項に定める構造の屋内階段（建築物の１階から２階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第10号に定める構造とする。）又は同条第３項に定める構造の屋内階段  ２　待避上有効なバルコニー  ３　建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備  ４　屋外階段 |

　　　　 (c)　保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落を防止する設備が設けられていること。

ｂ　ａの規定に係らず、条例の施行日の前日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合において、保育室等を２階に設ける場合は、次のすべての要件を満たすこと。

　　　　 (a) 園舎が耐火建築物であること。

(b) 園児の待避上必要な設備を備えること。

　　 　ｃ　ａの規定に係らず、条例の施行日の前日において現に保育所を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合において、保育室等を２階に設ける場合は、次のすべての要件を満たすこと。

(a) 建築基準法 （昭和25年法律第201号）第２条第９号の２ に規定する耐火建築物又は同条第９号の３ に規定する準耐火建築物（同号 ロに該当するものを除く。）であること。

(b)　次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が１以上設けられていること。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 設備 |
| 常用 | １　屋内階段  ２　屋外階段 |
| 避難用 | １　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第１項に定める構造の屋内階段（建築物の１階から２階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第10号に定める構造とする。）又は同条第３項に定める構造の屋内階段  ２　待避上有効なバルコニー  ３　建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備  ４　屋外階段 |

(c)　保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落を防止する設備が設けられていること。

　　　 ｄ　保育室等を３階以上の階に設ける場合、次のすべての要件を満たすこと。

　　　　 (a)　保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が１以上設けられていること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 階 | 区分 | 設備 |
| ３階 | 常用 | １　建築基準法施行令第123条第１項又は第３項に定める構造の屋内階段  ２　屋外階段 |
|  | 避難用 | １　建築基準法施行令第123条第１項に定める構造の屋内階段（建築物の１階から３階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第10号に定める構造とする。）又は同条第３項に定める構造の屋内階段  ２　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備  ３　屋外階段 |
| ４階以上 | 常用 | １　建築基準法施行令第123条第１項又は第３項に定める構造の屋内階段  ２　建築基準法施行令第123条第２項に定める構造の屋外階段 |
|  | 避難用 | １ 建築基準法施行令第123条第１項又は第３項に定める構造の屋内階段（ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第10号に定める構造とする。）  ２ 建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路  ３ 建築基準法施行令第123条第２項に定める構造の屋外階段 |

(b) (a)の表の右欄に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下であること。

(c)　幼保連携型認定こども園の調理室が調理室以外の部分と建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第１項に規定する特定防火設備で区画され、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次の各号のいずれかの要件に該当する調理室については、この限りでない。

①　スプリンクラー設備その他これに類する設備で自動式のものが　設けられていること。

②　調理用器具の種類に応じて有効な消火装置で自動式のものが設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(d)　幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(e)　保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落を防止する設備が設けられていること。

(f)　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

(g)　幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎のための処理が施されていること。

(h)　３階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満３歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならないこと。

(ｷ) 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たないことを理由に調理室を設けない場合においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えていることを証する書類を添付すること。

(ｸ)　満３歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことを理由に調理室を設けない場合においては、次の事項を証する書類を添付すること。

ａ　当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。

ｂ 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

ｃ 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

ｄ　調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

ｅ 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

ｆ　食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

　　 (ｹ)　園舎の位置図、配置図（建物等の位置関係が確認できるもの）を添付すること。

(ｺ)　次の事項を明記した園舎の平面図を添付すること。

　　　 ａ　園舎の全体面積（面積は、小数点以下第２位まで記載すること。）

　　　 ｂ　各設備の名称及び面積（面積は、小数点以下第２位まで記載すること。）

ｃ　設備のうち、乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室については、ｂに加え、その有効面積（面積は、小数点以下第２位まで記載すること。）。

ｄ　保育室には、ｂ及びｃに加え対象となる園児の年齢

ｅ　保育室等を２階以上の階に設置する場合においては、その要件を満たすための設備（常用の屋外階段、避難用の屋外階段、退避上有効なバルコニー、園児の転落事故を防止する設備等）の設置状況

ｆ　飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備、放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備の設置状況

(ｻ)　幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならないこととされていることから、その掲示場所及び掲示方法を説明する書類、図面等を添付すること。

(2)　園舎及び園庭の設置状況

ア　「同一敷地内に設置」、「隣接する位置に設置」又は「同一敷地内又は隣接する位置に設置するほか、別敷地にも設置」のいずれかを記入すること。

イ 園庭を園舎と同一敷地内又は隣接する位置に設置するほか、別敷地にも設置できるのは、次の要件を満たす場合に限られることから、その場合においては、その要件を満たすことを証する書類を添付すること。

　　　　【園庭を園舎と同一敷地内又は隣接する位置に設置するほか、別敷地にも設置する場合の要件】

条例の施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（面積の基準以上の面積のものに限る。（※））を設けるもの。

この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

(ｱ)　園児が安全に移動できる場所であること。

(ｲ)　園児が安全に利用できる場所であること。

(ｳ)　園児が日常的に利用できる場所であること。

(ｴ)　教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

※　面積の基準

次のａ及びｂに掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ａ　次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

|  |  |
| --- | --- |
| 学級数 | 面積（㎡） |
| ２学級以下 | 330＋30×（学級数－1） |
| ３学級以上 | 400＋80×（学級数－3） |

ｂ　3.3㎡に満３歳以上の園児数を乗じて得た面積

(3)　園庭の面積等

ア　園庭の所在地

　 　園庭の所在地を記入すること。なお、園庭を複数の所在地に設置している場合は、その全ての所在地を記入すること。

　　 イ　園庭の面積

(ｱ)　小数点以下第２位まで記入すること。

　　　 (ｲ)　園庭の面積を記入した園庭の位置図及び平面図を添付すること。

　　 ウ　園庭の所有状況

　　　　 園庭について、自己所有の場合は「自己所有」と、他者から貸与を受ける場合は「貸与」と記入すること。

「貸与」の場合は、借入先の名称、借入期間、賃借料、地上権又は貸借権の設定状況を記入のうえ、その根拠資料（契約書の写し、地上権又は貸借権の設定状況を確認できるもの等）を添付すること。

４　園舎及び園庭に関する調書（様式第３号）（法附則第３条第２項に規定する「みなし幼保連携型認定こども園」に限る。）

(1)　園舎の面積等

　 ア　園舎の所在地

園舎の所在地を記入すること。なお、園舎を複数の所在地に設置している場合は、その全ての所在地を記入すること。

イ　園舎の設置状況

　　 「同一敷地内に設置」、「隣接する位置に設置」又は「別敷地に設置」のいずれかを記入すること。

　　 ウ　園舎及び園舎用地の所有状況

　　　　 園舎及び園舎用地について、自己所有の場合は「自己所有」と、他者から貸与を受ける場合は「貸与」と記入すること。

「貸与」の場合は、借入先の名称、借入期間、賃借料、地上権又は貸借権の設定状況を記入のうえ、その根拠資料（契約書の写し、地上権又は貸借権の設定状況を確認できるもの等）を添付すること。

　　 エ　園舎の面積

園舎の面積は、小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位まで記入すること。（以下この様式において同じ。）

　 オ　園舎の面積の内訳等

(ｱ)　面積は、小数点以下第２位まで記入すること。

　　 (ｲ)　設備のうち、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室については、備考欄にその有効面積（固定物を除いた内寸により計算した面積をいう。以下同じ。）（ただし、平成24年度までに幼保連携型認定こども園の認定を受けた施設（H25.4.1運営開始施設を含む）を除く。）の他、次に掲げる事項を記入すること。

　　　　　ａ　乳児室

　　　　　　　当該乳児室を利用する満２歳未満の園児のうちほふくしないものの数

　　　　　ｂ　ほふく室

　　　　　　 当該ほふく室を利用する満２歳未満の園児のうちほふくするものの数

　　　　　ｃ　保育室又は遊戯室

　　　　　　　当該保育室又は遊戯室を利用する園児の年齢及びその年齢別の数

　　 (ｳ)　面積の計は、「(3)園舎の面積」と一致すること。

　　 　(ｴ) 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たないことを理由に調理室を設けない場合においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えていることを証する書類を添付すること。

(ｵ)　満３歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことを理由に調理室を設けない場合においては、次の事項を証する書類を添付すること。

ａ　当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。

ｂ 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

ｃ 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

ｄ　調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

ｅ 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

ｆ　食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

　　 (ｶ)　園舎の位置図、配置図（建物等の位置関係が確認できるもの）を添付すること。

(ｷ)　次の事項を明記した園舎の平面図を添付すること。

　　　 ａ　園舎の全体面積（面積は、小数点以下第２位まで記載すること。）

　　　 ｂ　各設備の名称及び面積（面積は、小数点以下第２位まで記載すること。）

ｃ　設備のうち、乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室については、ｂに加え、その有効面積（面積は、小数点以下第２位まで記載すること。）。ただし、平成24年度までに幼保連携型認定こども園の認定を受けた施設（H25.4.1運営開始施設を含む）を除く。）

ｄ　保育室には、ｂ及びｃに加え対象となる園児の年齢

(ｸ)　幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならないこととされていることから、その掲示場所及び掲示方法を説明する書類、図面等を添付すること。

(2)　園舎及び園庭の設置状況

ア　「同一敷地内に設置」、「隣接する位置に設置」又は「別敷地に設置」のいずれかを記入すること。

イ 園庭を別敷地に設置できるのは、次の要件を満たす場合に限られることから、その場合においては、その要件を満たすことを証する書類を添付すること。

　　　　【要件】

(ｱ)　子どもが安全に利用することができる場所であること。

(ｲ)　利用時間を日常的に確保することができる場所であること。

(ｳ)　子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(ｴ)　屋外遊戯場の面積基準を満たすこと。

(3)　園庭の面積等

ア　園庭の所在地

　 　園庭の所在地を記入すること。なお、園庭を複数の所在地に設置している場合は、その全ての所在地を記入すること。

　　 イ　園庭の面積

(ｱ)　小数点以下第２位まで記入すること。

　　　 (ｲ)　園庭の面積を記入した園庭の位置図及び平面図を添付すること。

　　 ウ　園庭の所有状況

　　　　 園庭について、自己所有の場合は「自己所有」と、他者から貸与を受ける場合は「貸与」と記入すること。

「貸与」の場合は、借入先の名称、借入期間、賃借料、地上権又は貸借権の設定状況を記入のうえ、その根拠資料（契約書の写し、地上権又は貸借権の設定状況を確認できるもの等）を添付すること。